

第8回WGでの検討結果

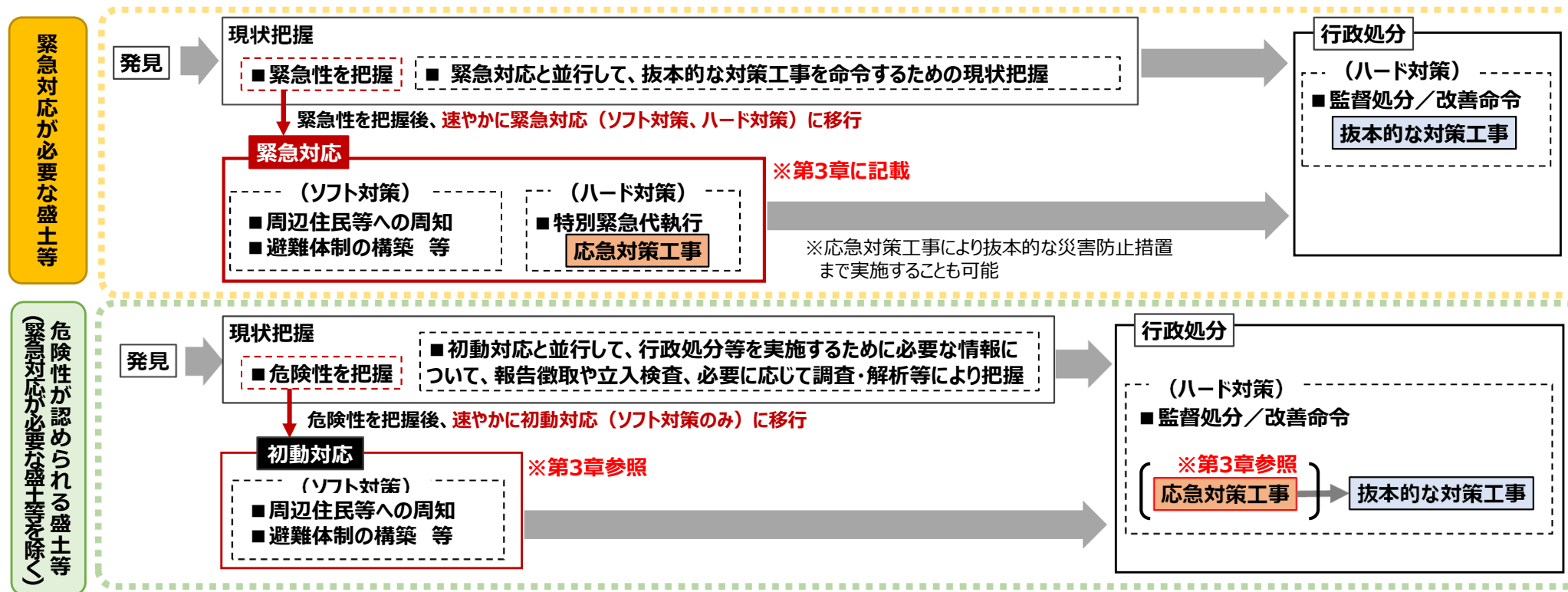
不法・危険盛土等への対処に関する課題とガイドラインへの主な記載項目

主な課題	ガイドラインへの主な記載項目
【1】不法・危険な盛土等の監視・発見	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発見の遅れによる対応の難航化 ■ 人員不足による不法・危険盛土等の発見・監視の限界 	<ul style="list-style-type: none"> ■ パトロールによる発見 ■ 地域住民による通報 ■ 関係部局等との連携による発見 ■ 画像衛星解析等による監視・発見
【2】現状把握（報告徴取、立入検査等）	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 原因者の把握 ■ 違法性の判断 ■ 危険性の判断 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現状把握の進め方 ■ 立入検査 ■ 報告の徴取
【3】緊急対応	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急対応が必要な盛土の判断と対応方法の決定が困難 ■ 緊急対策実施後に放置される可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急対応の流れ ■ 緊急対応が必要な盛土 ■ 応急対策工事 ■ 周辺住民への周知
【4】監督処分	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 監督処分ができない ■ 監督処分に従わない 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監督処分の判断基準 ■ 監督処分の実施方法 ■ 監督処分に従わない場合の対応
【5】改善命令等	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 改善命令等ができない ■ 改善命令等に従わない 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 改善命令等の進め方 ■ 改善命令 ■ 勧告
【6】行政代執行	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 躊躇ない行政代執行の実施 ■ 費用の徴収が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政代執行の進め方 ■ 災害防止措置の実施 ■ 調査 ■ 費用の徴収
【7】刑事告発	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 告発するためのノウハウの不足 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 告発の手順、留意点
【8】その他検討項目	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人が解散した場合に行政処分等が困難 ■ 所有者不明土地のため対応が困難 ■ 規制対象行為（一体性）の判断が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人が解散した場合の取扱い ■ 土地所有者等が外国人であった場合 ■ 複数の許可対象規模未滿の盛土等を行う規制逃れの対応方法 ■ 所有者不明土地における対応方法 ■ 土地境界が曖昧な場合の対応方法 ■ 土地所有者が変更された場合の対応方法
【8】関係部局等との連携	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 庁内他部局との連携 ■ 市と県との連携 ■ 警察との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係部局等との連携体制のあり方 ■ 警察の連携が可能な範囲

【凡例】
水色枠：第8回WG検討箇所

第8回WG検討結果（緊急対応に関して）

【論点・疑問点】	検討結果
○危険性の疑いのある盛土等が発見された場合の緊急対応の位置づけおよび対応の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ● 発見した盛土等が既に大規模崩壊している等「災害発生のおそれ著しく大きい」場合、一時的に崩壊等の被害を回避するため「緊急対応」を行う。「緊急対応」には、周辺住民等への盛土等や避難に関する周知、関係部局との避難体制の構築、盛土等の監視等のソフト対策と、応急対策工事を行うハード対策がある。これらの「緊急対応」は、それ自体は本法における規定はないものの、「緊急対応により行う応急対策工事は、盛土規制法に基づく特別緊急代執行（法第20条5項3号【法第39条5項3号】）により、災害防止措置命令を経ず行うことが可能である。基本的に、応急対策工事は一時的に盛土等の崩壊等の危険性を軽減するにすぎないため、「緊急対応」と並行し現状把握を行い、抜本的な対策工事を命令する必要がある。ただし、応急対策工事で抜本的な災害防止措置まで実施することも可能である。 ● 緊急対応の必要はない盛土等であっても、危険性が認められる盛土等に該当する場合には、速やかに「初動対応」を行う。「初動対応は」、緊急対応でのソフト対策と同様に行う。また、抜本的な対策工事に時間を要するなどの場合は、一時的な崩壊等の被害を回避するため、監督処分もしくは改善命令として抜本的な対策工事だけでなく同措置と同時または事前に応急対策工事を命ずることも可能であるため、必要性について検討されたい。



第8回WG検討結果（緊急対応に関して）

【論点・疑問点】

検討結果

○ 応急対策工事等の内容

- **応急対策工法は、可及的速やかに対応を行うことが可能なシート被覆工等や土のう積み工などがあり、盛土等の変状の発生の要因を確認したうえで、施工迅速性、各工法の機能等を勘案して選定する。**
- 基本的に、応急対策工事は一時的な盛土等の崩壊等の被害を軽減するだけであり、その状態で盛土等が放置されないよう、応急対策工事を実施した後は原因行為者に対して抜本的な災害防止措置を講ずることを命令する必要がある。
- また、**盛土等の一部が崩壊しているような場合には、比較的時間を要するものの抜本的な災害防止措置に資する排土工や押え盛土工等も有効**である。この場合、**改めて原因行為者に対して災害防止措置を命ずるか検討**することとなる。
- なお、抜本的な災害防止措置により盛土等の安全性が確保できるまでの間は、必要に応じ、監視カメラや定点観測等による現地状況の監視等の体制を構築することも重要である。

■ 応急対策工法選定表

応急対策の区分	応急対策の機能	工法	工法概要	模式図	対応する変状等の状況					施工時の留意点	
					一部崩壊が発生	盛土のクラック	肌落ち、ガリ浸食	湧水	表流水流入、湛水		急勾配(のり面保護なし、浸食)
雨水や地下水の排除	雨水の浸透を抑制する	シート被覆工	ビニールシート等で盛土表面を覆い、盛土への雨水浸透を防止する。		○	○	○			○	人力で安全に敷設できること。
	表流水の侵入を防止する	仮排水工	残流域からの浸入水を土のうや仮排水工で受け止め、盛土内への浸透を防止し、盛土安定性を確保する。						○		大きな管渠を用いる場合は、(バックホウやクレーン等)を配置可能なこと。
	湧水を導いて排水処理する	じゃかご工	地下水位が高く、法面から湧水があるような場合に、法尻部にじゃかご工などを設置する。					○			のり面に資材を搬入するための仮設道路やモレール等を設置することができる。材料調達等に時間を要する可能性がある。
のり面自体の安定性向上	崩壊の進行を脚部固定によって抑制する	土のう積み工	盛土に変状が発生した場合、その安定性を向上させるため、盛土尻部に大型土のうを設置する。盛土尻部の補強効果を期待する。押え盛土としての一定の効果も期待できる。		○						盛土周辺に土のうを設置するため、必要となるクレーン等を配置できること。
		じゃかご工・ふんかご工	盛土内の地下水位が高く、盛土に変状が発生した場合、盛土内の地下水を速やかに排水させるため、法尻部にじゃかご工やふんかご工を設置する。押え盛土としての一定の効果も期待できる。		○			○		湧水を伴う場合	のり面に資材を搬入するための仮設道路やモレール等を設置することができる。材料調達等に時間を要する可能性がある。
	暫定的に、安定した形状に整形または、不安定部を除去する	排土工・押え盛土工	盛土に変状が発生した場合、その安定性を向上させるため、盛土上部の排土、盛土尻部に盛土を行う。		○					○	盛土下部や上部に重機(バックホウ等)を配置可能なこと。小規模で仮設的な土工以外は時間を要する。
	崩土切り落し工	盛土に変状が発生した場合、盛土安定性を向上させるため、変状により不安定化した盛土(崩土)を撤去する。		○						○	盛土のり面に重機(バックホウ等)を配置可能なこと。人力での施工も可能であるが、時間を要する。小規模な撤去以外は時間を要する。
盛土の崩壊や流出の防護	崩壊土砂の流出を軽減する	土のう積み工	万一の崩壊発生時に備え、崩壊土砂を防護する防護柵または大型土のうを盛土下流に設置する。		○		○			○	防護柵や土のうの設置に必要な重機(バックホウやクレーン等)を配置可能なこと。
		防護柵工			○						○

第8回WG検討結果（改善命令等について）

【論点・疑問点】	検討結果
----------	------

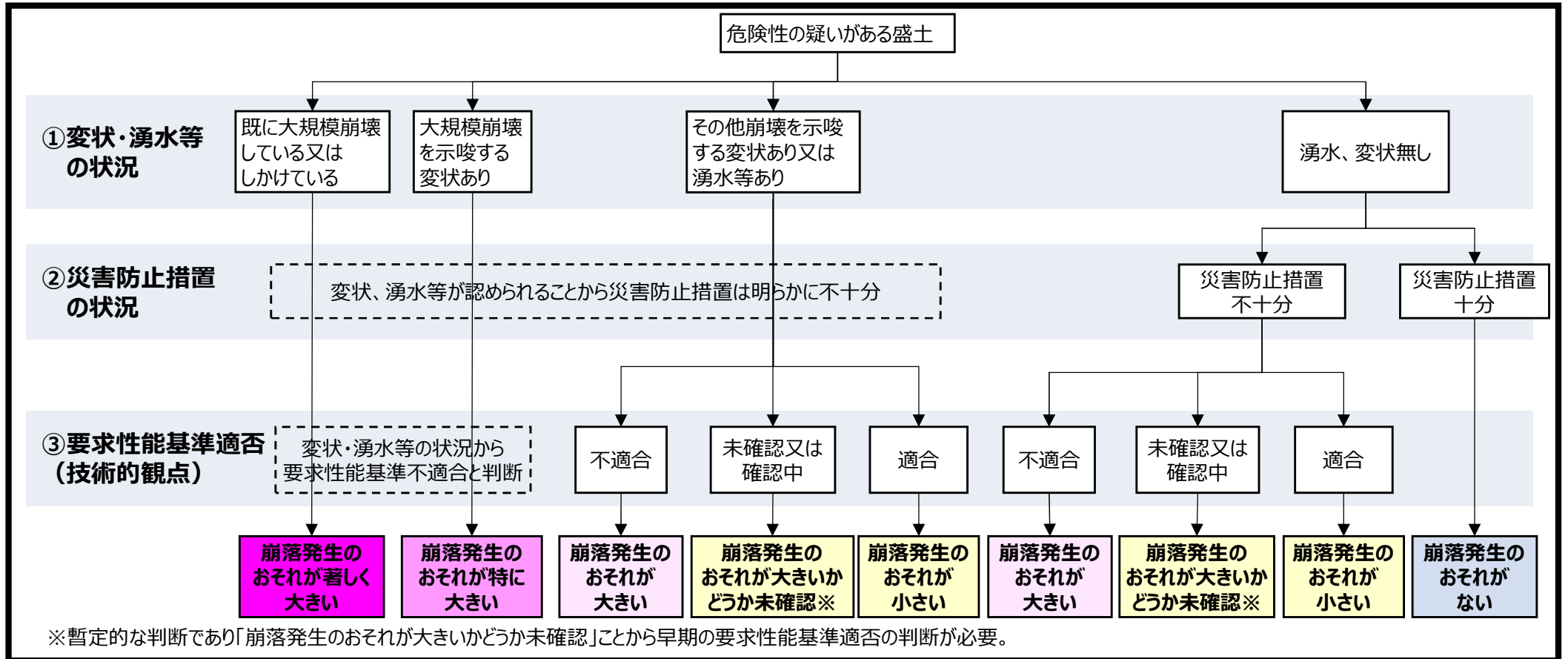
○勧告・改善命令の要件

● 盛土等の危険性は下記の通りに判断する。

■ 盛土の危険性判断基準

➢ 「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」から判断

（1）盛土等の状況（盛土等が崩落するおそれがあるかどうかを判断）



（2）人的被害のおそれ（公益性）（盛土等が崩落した場合に人的被害があるかどうかを判断）

	想定される	懸念される	懸念されない
被害の状況	技術的観点から盛土等の崩落による人家等への被害が想定される <ul style="list-style-type: none"> ● 人家等の保全対象の被害 ● ため池や河川等に崩落し二次被害 	現時点では人家等への被害は想定されないが、将来的に被害が懸念される <ul style="list-style-type: none"> ● 将来的な土地利用等の変化 ● 盛土規模の増大による想定被害範囲の拡大 	被害が想定されない

第8回WG検討結果（改善命令等について）

【論点・疑問点】	検討結果
○勧告・改善命令の要件	● 盛土等の危険性は下記の通りに判断する。

■ 盛土の危険性判断基準

➢ 「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」から判断

		盛土等の状況				
		崩落発生のおそれ が著しく大きい (既に大規模崩壊している又はしかけており、明らかに要求性能基準に不適合)	崩落発生のおそれ が特に大きい (大規模崩壊を示唆する変状があり、明らかに要求性能基準に不適合)	崩落発生のおそれ が大きい (調査の結果、要求性能基準に不適合)	崩落発生のおそれ が大きいかどうか 未確認※ (要求性能基準の判定に必要な調査が未実施または実施中であり、盛土等の状況を客観的に判断ができていない)	崩落発生のおそれ が小さい (要求性能基準に適合しているが、災害防止措置は不十分)
人的被害のおそれ（公益性）	想定される (技術的観点から盛土等の崩落による人家等への被害が想定される)	著しく大きい 改善命令 (命ずるいとまがない) ↓ 特別緊急代執行 (緊急対応)	特に大きい 改善命令	大きい 改善命令	可能性あり 勧告	なし 経過観察
	懸念される (現時点では人家等への被害は想定されないが、将来的な土地利用の変化等により被害が懸念される)					
	懸念されない	なし 経過観察				

※暫定的な判断であり「崩落発生のおそれが大きいかどうか未確認」ことから早期の要求性能基準適否の判断が必要。

第8回WG検討結果（改善命令等について）

【論点・疑問点】	検討結果
○勧告・改善命令の要件	● 盛土等の危険性は下記の通りに判断する。

■ 土石の堆積の危険性判断基準

<危険性判断基準>

- 「盛土等防災マニュアル」の技術基準の項目のうち、①若しくは②に該当し、土石の堆積が崩れた場合に敷地内から土石が流出するおそれがある場合は「勧告」、想定される影響範囲に保全対象がある場合は「改善命令」を行う。

	危険性判断項目	判断の目安
土石の堆積の状況	の適合状況 「盛土等防災マニュアル（案）」における技術基準へ	①土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配 1/10以上（地盤勾配が急と判断）
		②土石の堆積周辺の空地（もしくは空地を設けない場合の措置） 高さまたは高さの2倍を超える幅の空地が不十分（もしくは高さを超える鋼矢板、土質等に応じた安定勾配等）
		【参考】地表水等の浸透による緩み等が生じない措置 (側溝等の設置なし)
人的被害のおそれ (公益性)	事業地周辺の人家等の状況	<p>想定される影響範囲内に人家等がある※</p> <p>大きい 改善命令</p>

※ ①若しくは②に該当し、現時点では人家等への被害は想定されないが、将来的な土地利用の変化等により被害が懸念される場合は「勧告」を行う。

第8回WG検討結果（改善命令等について）

【論点・疑問点】	検討結果
<p>○危険盛土等における、改善命令時の「弁明の機会の付与」の省略は可能か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 盛土規制法では、崩壊発生のおそれがあり、かつ人的被害のおそれが想定される「災害発生のおそれが大きい」状態の盛土等に対して改善命令を行うことができる。 ● 改善命令を行う場合は、行政手続法第13条第1項第2号に基づき、弁明の機会の付与を行う必要があるが、公益上、緊急を要する場合には、同条第2項第1号に基づき、弁明の機会の付与を省略することができる。 ● 盛土規制法における改善命令の対象となる盛土等のうち、弁明の機会の付与手続の期間、盛土等を放置しては崩壊を招くおそれがある場合、弁明の機会の付与を省略して差し支えない。 ● 具体的には、危険性判断基準表に示す「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」から判断し、盛土等の状況が大規模崩落を示唆するような変状が認められる「崩壊発生のおそれが特に大きい盛土等」であり、「人的被害のおそれが想定」される盛土等を指す。また、盛土等の状況が「崩壊発生のおそれが大きい」場合であっても、地盤調査に基づく安定計算等の結果、降雨等の気象状況や人的被害のおそれの程度等を踏まえ、弁明の機会の付与を行う時間的猶予がないと判断できる場合には弁明の機会の付与を省略して差し支えない。

■ 盛土規制法における危険性判断基準

		盛土等の状況						
		崩落発生のおそれが著しく大きい <small>（既に大規模崩壊している又はしかけており、明らかに要求性能基準に不適合）</small>	崩落発生のおそれが特に大きい <small>（大規模崩壊を示唆する変状があり、明らかに要求性能基準に不適合）</small>	崩落発生のおそれが大きい <small>（調査の結果、要求性能基準に不適合）</small>	崩落発生のおそれがある <small>（要求性能基準の判定に必要な調査が未実施または実施中であり、盛土等の状況を客観的に判断ができていない）</small>	崩落発生のおそれが小さい <small>（要求性能基準に適合しているが、災害防止措置は不十分）</small>	崩落発生のおそれがない	
人的被害のおそれ （公益性）	想定される	著しく大きい 改善命令 （命ずるとまがない） ↓ 特別緊急代執行 【緊急対応】	特に大きい 改善命令	大きい 改善命令	可能性あり 勧告		なし 経過観察	
	懸念される							
	懸念されない	なし 経過観察						

※弁明の機会の付与省略可能

※状況によっては弁明の機会の付与省略可能

第8回WG検討結果（行政代執行について）

【論点・疑問点】	検討結果
<p>○盛土規制法による緩和代執行では行政代執行の手続き要件である戒告と代執行令書の通知を省略することは可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 盛土規制法では、監督処分や改善命令により災害防止措置を命じた場合においては、相手方が期限までに措置を講じない、講じても十分でない、講ずる見込みがないときは、代執行ができる（緩和代執行）。● この際、行政代執行法第3条に定める手続き要件である戒告や代執行令書の手続きが必要となるが、行政代執行法第3条3項に基づき、非常または危険切迫の場合には、手続きの省略が可能である。● 盛土規制法の行政代執行の対象となる盛土等については、災害が発生し人命に危害を及ぼすおそれが大きいものである。● また、戒告をする際には「相当の履行期限」を定める必要となるが、盛土規制法の行政代執行の対象となる盛土等については、災害が発生し人命に危害を及ぼすおそれが大きいものであり、災害防止措置を講ずるには相当の時間を要することが想定される。そのため、手続きに時間をかけることで、盛土等の崩落を招くおそれがあることから、これら手続きを省略して差し支えない。● ただし、この場合であっても、命令の相手方に行政代執行をする可能性があること等を事前に通知するため、監督処分や改善命令の命令書に、①行政代執行を行うことがある旨や、②行政代執行に要した費用の徴収をすることがある旨など、行政代執行法の手続における文書による戒告、代執行令書による通知に代える要件を記載して交付することが望ましい。

第8回WG検討結果（その他検討項目について）

【論点・疑問点】	検討結果
<p>○複数の規制対象規模未満の盛土等を、一体的な盛土とみなす判断。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 規制規模未満の盛土等や不法投棄を断続的に繰り返し、規制を回避する行為は、合算規模が規制規模以上となる場合、規制規模相当の被害が想定されるため、盛土等の一体性を検討のうえ、許可や行政処分の必要性を判断する必要がある。 ● 盛土等の一体性は、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に検討する。 ● 具体的には、「事業者の同一性」に該当し、かつ「物理的一体性」に該当すれば一体とみなし行政処分の対象とする。例えば、同一事業者が規制規模未満の盛土等を繰り返し意図的に規制を回避するケースなどが挙げられる。「機能的一体性」と「時期的近接性」は、「事業者の同一性」判断にあたり補完的に用いる。 ● また、「事業者の同一性」に該当しない場合でも、意図せず不法・危険盛土等が形成されることも想定される。例えば、複数の事業者が同じ場所に盛土等を行うなど、一体不可分の盛土等が形成されたケースでは、一体とみなし行政処分の対象とする。 ● 許可の必要性や行政処分の種類は、盛土等の着手時期と規制区域指定時期の兼ね合いで異なる。具体的には、規制区域指定後に着手した場合は、許可を受ける必要があり監督処分の対象となる。一方、規制区域指定前に着手した場合は、許可は不要であるが改善命令の対象となる。

■ 物理的一体性（盛土等が隣接している等、一体と見なせる場合）

- 別々に行われた盛土等であっても、盛土等が隣接しており外形上一体の盛土等を形成している場合等（隣接）
- 他の盛土と一体的な挙動を示しうるケース（近接）
- 同じ場所に盛土等が繰り返され、混然一体となっているケース（一体不可分）

■ 事業者の同一性（事業者が実質的に同一主体と認められる場合）

例：盛土等を行った異なる名義の事業者が、親子会社であり関連性がある場合
 複数の盛土等を、同一人物により複数の名義で行われている場合

■ 機能的一体性（事業的・計画的に行われる等、複数の盛土等が行われた土地が同じ目的をもって一体的に利用され、相互に関連していると思わせる場合）

例：複数の盛土等が行われ、その土地一帯で、同一の太陽光発電事業が行われている場合

■ 時期的近接性（土砂埋立行為を行う時期が近い場合）

例：複数の盛土等が、比較的短期間に時期をずらして行われている場合

第8回WG検討結果（その他検討項目について）

【論点・疑問点】	検討結果
<p>○区域指定後の盛土等の範囲を判別する方法（当該土地で区域指定前から工事が行われている場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 規制区域指定前から行われている盛土等については、規制区域指定後21日以内の届出（法第21条第1項）が定められており、これにより把握が可能である。 ● 規制区域指定後21日以内に届出された場合であって、その届出内容以上に工事されている場合は、変更理由が合理的であるか判断し、合理的と認められない範囲は規制区域指定後の盛土等と判断する。 ● 届出なく工事されている場合は、原則、規制区域指定後の範囲については許可対象として扱う。ただし、工事が区域指定前からの計画である証拠がある場合は総合的に判断することも考えられる。
<p>○所有者不明土地における不法・危険盛土等の対応方法</p> <p>○改善命令を行う際に土地所有者を確知できない場合の「異議なし」の確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険な盛土を行った原因行為者には、その盛土を安全な状態にする責務があり、土地所有者が不明で、原因行為者が土地所有者の同意なく盛土を行ったことが明らかの場合、原因行為者に対して、その盛土を安全な状態にすることを命令する必要がある ● 一方で、所在の不明な土地所有者の異議がないことの確認に時間を要することにより、災害が発生してしまえば、本法の目的が達成できない。 ● 仮に、土地所有者がいた場合であっても、異議があれば土地所有者が命令を受けることになるため、土地所有者からの異議は想定されない。 ● このため、こうした場合には、災害の防止という本法の目的を優先し、相続人の配偶者・子までを確認し土地所有者が確知できない場合には、土地所有者等の異議がないと扱い、原因行為者に対して改善命令を行って差し支えない。

第8回WG検討結果（その他検討項目について）

【論点・疑問点】	検討結果
<ul style="list-style-type: none">○複数土地に一つの盛土がある場合の取り扱い○土地の境界が不明確である場合の取り扱い	<ul style="list-style-type: none">● 具体的な調査方法としては、公図や契約書による確認、聞き込み、現地調査等を行い、筆界や所有権界により土地所有者を判断する。● 境界が不明確であっても当該土地の一部の上に盛土等があることが確認できれば、土地所有者として命令の対象となる。● 事実関係の正確な把握に努めて調査にもかかわらず、土地所有者を判断できない場合は土地所有者が確知できないとして略式代執行を行うことが可能である。● 行政代執行後に費用徴収する場合は、連帯納付義務を負わせるために納付命令書に連名で記載した上で、各土地所有者に対して交付する。● 行政代執行後に費用徴収する場合は、納付命令書に判明している土地所有者を記載した上で、その者に対して交付する。● なお、併せて略式代執行の手続きを行った場合、行政代執行後に土地境界の確定等により不明確であった土地所有者の土地の上に盛土があったことを確認できれば、その土地所有者に対しても費用徴収することが可能である。

第8回WG検討結果（その他検討項目について）

【論点・疑問点】	検討結果
○土地所有者が変更された場合、新たに命令を出す必要はあるのか	<ul style="list-style-type: none">● 基本的には、災害防止措置命令は盛土等の状況に基づき命令している対物処分の性格を有しており、土地所有者に対して命令後、当該土地が新土地所有者に譲渡又は相続された場合は命令の効果は第三者へ承継される。● 上記に加え、土地所有者が転々変更されることにより、命令の実効性が損なわれることを避ける必要性からも、新土地所有者に対して新たな災害防止措置命令を行う必要はなく、旧土地所有者に対して行った災害防止措置命令を根拠に、新土地所有者に対して工事等を要求することとなる。● ただし、違反行為への関与の度合いといった対物以外の要素を加味している場合の災害防止措置命令は、一概に対物処分と言いきれない。このため、災害防止措置命令にあたっては個々の状況を踏まえ承継されるか判断が必要である。